

退職金専用定期預金 にいかわセカンドライフ

取扱期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日

令和3年1月4日現在

商品名	・退職金専用定期預金「にいかわセカンドライフ」
販売対象	・個人の方で退職金のお受取から6ヶ月以内の方 ・当金庫にて年金を受給されている方。または、年金受給の予約されている方
期間	・1年、3年 自動継続(申込時に元金継続または元利金継続をお選びいただけます)
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 お一人様1回限りのご利用とさせていただきます。 ・お一人 預入金額 100万円以上 3,000万円まで(退職金のお受取金額以内) 100万円～1,000万円未満はスーパー定期、1,000万円～3,000万円までは大口定期扱いとなります。 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻しいたします。
利息 (1) 適用金利 (2) 計算方法	・固定金利 預入時の店頭表示の利率を約定利率として初回満期日まで優遇金利を適用します。 1年:店頭表示金利+0.05%の優遇 3年:店頭表示金利+0.05%の優遇 ・スーパー定期預入期間3年のものは複利型とし、約定日数および約定利率によって6ヶ月複利の方法で計算し満期日に支払います。 ・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算
税金	・2013年(平成25年)1月1日から2037年12月31日までの25年間、所得税に復興特別所得税が追加され、20.315%(国税15.315%、地方税5%)が課税されます。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます。)
手数料	・手数料は不要です。
付加できる特約事項	・マル優のお取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、定期預金規定で定めるところの期限前解約利率を適用し、この預金とともに支払います。
期限後の取扱い	・初回満期後はスーパー定期または大口定期に自動継続されます。 ・継続後の預入金利は、継続日における店頭表示金利を適用します。
金利情報の入手方法	・店頭表示金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置 ・ 紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、営業日に、お取引のある店舗又は当金庫お客様相談窓口(9時～17時、電話:0765-24-1916)までお申し出ください。 ・紛争解決措置 富山県弁護士会(電話:076-421-4811)、金沢弁護士会(電話:076-221-0242)、福井弁護士会(電話:0776-23-5255)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、営業時間(9時～17時)に、当金庫お客様相談窓口又は全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)までお申し出ください。
その他	・証書式です。「定期性総合口座」の担保組み入れのお取扱はできません。 ・退職の確認資料として、退職金受取りの通帳や退職所得の源泉徴収票などを持参いただきます。 ・預金保険制度の付保対象預金であり、預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、決済性預金を除く預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されますが全額保護の対象ではありません)。